

学 則

第1章 組織

第1条 本校は介護福祉に関する専門的知識、技能を習得させるとともに社会に貢献できる有能な人材を養成することを目的とする。

第2条 本校は福岡介護福祉専門学校と称す。

第3条 本校は福岡市博多区千代一丁目30番25号に置く。

第2章 課程及び学科、修業年限並びに学生定員

第4条 本校の課程、学科及び修業年数並びに学生定員は次のとおりとする。

課 程 名	昼夜別	学 科 名	修業年数	入学定員	総定員
介護福祉士専門課程	昼	介護福祉科	2年間	40名	80名

第3章 学年、学期及び休業日

第5条 学年は、原則として4月1日に始まり、翌年3月31日に終わり、4月1日から9月30日までを前期、10月1日から翌年3月31日までは後期に区分する。

第6条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 土曜日、日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律に規定する祝日

2 校長は夏季・冬季・春期に期間を定めて休業日を設ける。なお、必要に応じ、臨時に休業日及び登校日を定めることができる。

第4章 授業科目及び時間数

第7条 授業科目及びその時間数は別表1のとおりで、履修方法等は別に定める履修規程による。

第8条 校長は必要に応じ、特別講義を設けることができる。

第5章 授業科目修了の認定及び卒業試験、
並びに専門士の称号の付与

第9条 授業科目修了の認定は、筆記又は口述による試験、その他レポート審査など適当な方法による。ただし演習及び実習については、平常の成績により認定することがある。

なお、出席時間数が学則別表第1に定める時間の3分の2（ただし介護実習については5分の4）に満たない者は、その科目の修了を認定することができない。

第10条 授業科目修了の認定は、学期末又は学年末にこれを行う。ただし、実習科目については当該実習終了後すみやかに行う。

なお、卒業試験の判定は卒業年次の学期末に行う。

第11条 試験の成績はA、B、C、Dで表し、A、B、Cを合格とする。

第12条 2年以上在学し、規定の授業科目を履修し、卒業試験に合格した者には、毎年3月に卒業証書を授けると共に、文部科学大臣告示（平成6年文部省告示第84号）により、専門士の称号を付与する。

第6章 入学、休学、復学、除籍及び再入学

第13条 入学の時期は学年の始めとする。

第14条 本校に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 高等学校を卒業した者及び入学年度までに卒業見込みのもの
 - (2) 高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者で、18歳に達している者
 - (3) 本校が別に定める個別の入学資格審査により、高等学校卒業者に準ずる学力があると認められる者
- 2 他校からの転入学は認めない。

第15条 外国人で本校に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者
- (2) 本校が別に定める特別の選考により、高等学校卒業者に準ずる学力があると認められる者

第16条 入学は書類審査・面接・筆記の試験等により決定する。

第17条 入学を許可された者は、所定の期日までに保証人連署の所定の誓約書を提出し、本則第23条に定める入学金その他の納付金を納めなければならない。

- 2 故なく前項の手続きをしないときには、入学を取り消すことがある。ただし、校長がやむを得ない事由があると認める場合は、この限りではない。

第18条 病気又はやむを得ない理由により、引き続き3か月以上欠席しようとする者は、保証人連署の休学願に、理由書（病気の場合は医師の診断書）を添えて校長に提出し、許可を得て休学することができる。伝染病その他の理由により、必要と認めた者については、校長は休学を命ずることがある。

第19条 休学許可を得た者が、復学しようとする場合は、保証人連署の復学願を校長に提出し、その許可を受けなければならない。

- 2 休学期間は在学期間に算入しない。
- 3 休学期間が3か月に達しない場合は、正規の休学が成立しないものとしてさかのぼって休学許可を取り消すことがある。
- 4 休学期間は1年以内とする。ただし、特別な事由がある場合には引き続きさらに1年まで延長することができる。
- 5 休学期間は、通算して2年を超えてはならない。

第20条 病気その他やむを得ない理由により退学しようとする者は、保証人連署の退学願に理由書（病気の場合は診断書）を添えて校長に提出し、その許可を得なければならない。

第21条 校長は次の各号の1に該当する者を除籍することができる。

- (1) 本校に4年間在学し、なお、卒業しない者
- (2) 所定の期日までに学費、その他納付金を納めない者
- (3) 休学期間終了後、復学しない者

第22条 依願退学者又は学費未納により除籍された者が、退学又は除籍された日から1年以内に再入学を願い出た時は、校長はこれを許可することができる。

再入学する者は所定の入学金を納めなければならない。

第7章 入学検定料、入学金および学費

第23条 本校の入学検定料、入学金、学費（休学費を含む）及び諸納付金は次の通りとする。

- (1) 入学検定料 20,000 円
- (2) 入学金 150,000 円
- (3) 学費 学年及び前期後期別に、下表のとおりとする。

	1年次		2年次	
	前期納入費	後期納入費	前期納入費	後期納入費
授業料	300,000 円	300,000 円	300,000 円	300,000 円
実習費	50,000 円	50,000 円	50,000 円	50,000 円
施設設備費	85,000 円	85,000 円	85,000 円	85,000 円
維持費	25,000 円	25,000 円	30,000 円	30,000 円
諸費	5,000 円	5,000 円	10,000 円	10,000 円
合計	465,000 円	465,000 円	475,000 円	475,000 円

- (4) 休学費 半期ごとに 6,000 円

2 入学検定料、入学金、学費及び諸納付金の納入については、別に定める納付金納入に関する規程による。

第24条 授業科目修了の認定を受けることができず、2年を超えて在学する者については、当該授業科目が半期で終了する場合は、当該2年次の半期分の学費を、全期にわたる場合は当該2年次の全期分の学費を納入しなければならない。

第25条 納入した納付金は返還しない。ただし、入学辞退する者が入学時期の前月末日までに入学辞退の届出をした場合、納付金のうち学費（授業料、設備費、諸費）は返還する。

第8章 職員組織

第26条 本校に次の教職員を置く。

- (1) 校長1名
- (2) 教員3名以上（内1名は教務主任）
- (3) 講師5名以上

- (4) 事務職員1名以上
- (5) 学校医1名

第9章 図書室

第27条 本校に図書室を設ける。図書室には図書、文献及び学術雑誌をおき、教職員及び学生の研究閲覧に供する。

第28条 図書室の運営は図書室利用規程による。

第10章 厚生保健

第29条 本校に教職員及び学生の保健衛生を管理するために保健室を設ける。

第30条 学生は学校が定めた健康診断を受けなければならない。

第11章 賞罰

第31条 学生として特に、推奨すべき行為のあった者は、これを表彰する。

第32条 卒業に際し、人物、成績とも優秀な学生に授賞することがある。

第33条 校長は教員等の指導に従わず、学則その他の定める諸規則を守らず、又学生の本分に反する行為のあった学生に対して教職員会議の議を経て懲戒を加える。

2 懲戒は停学及び退学とする。

第34条 前条2項の退学は次の各号の一到該当する学生に対し適用する。

- (1) 性行不良にして改善の見込みがないと認められた者
- (2) 学業劣等で就学の見込みがないと認められた者
- (3) 学校の秩序を乱し、その他学生として本分に反した行為をなし、反省の情のない者

第 1 2 章 公開講座

第 3 5 条 本校では適時に公開講座を設けることができる。

附則

- 1 この学則の施行に関し、必要な事項は、別に定める。

平成 2 年 4 月 1 日	初施行
平成 2 年 8 月 1 日	改定
平成 3 年 4 月 1 日	改定
平成 4 年 4 月 1 日	改定
平成 5 年 4 月 1 日	改定
平成 6 年 4 月 1 日	改定
平成 7 年 4 月 1 日	改定
平成 8 年 4 月 1 日	改定
平成 9 年 4 月 1 日	改定
平成 10 年 4 月 1 日	改定
平成 11 年 4 月 1 日	改定
平成 12 年 4 月 1 日	改定
平成 20 年 4 月 1 日	改定
平成 21 年 4 月 1 日	改定
平成 27 年 4 月 1 日	改正
平成 28 年 4 月 1 日	改正
平成 30 年 4 月 1 日	改定
平成 31 年 4 月 1 日	改定
令和 2 年 4 月 1 日	改定
令和 3 年 4 月 1 日	改定
令和 5 年 4 月 1 日	改定
令和 6 年 4 月 1 日	改定

別表1 授業科目及び時間数

		教育内容	科目名	履修法	時間	
人間と社会	人間の理解	人間の尊厳と自立		講義	30	
		人間関係とコミュニケーション		講義	60	
	社会の理解	生活福祉と社会保障制度		講義	30	
		高齢者福祉論		講義	30	
		障害者福祉論		講義	30	
	必修選択	音楽療法		演習	60	
介護	介護の基本	介護の基本 A		講義	30	
		介護の基本 B		講義	60	
		介護の基本 C		講義	30	
		介護の基本 D		講義	30	
		介護に活かすリハビリテーション		演習	30	
	コミュニケーション技術	コミュニケーション技術 A		演習	30	
		コミュニケーション技術 B		演習	30	
	生活支援技術	生活支援技術 A		演習	120	
		生活支援技術 B		演習	120	
		生活支援技術 C		演習	16	
		生活支援技術 D		演習	46	
	介護過程 A				講義	60
	介護過程 B				講義	90
	介護総合演習 A				演習	72
	介護総合演習 B				演習	48
	介護実習				実習	456
こころとからだのしくみ	発達と老化の理解	発達と老化の理解 A		講義	30	
		発達と老化の理解 B		講義	30	
	認知症の理解	認知症の理解		講義	30	
		認知症の人への介護		講義	30	
	障害者の理解	障害者の理解 A		講義	44	
		障害者の理解 B		講義	16	
	こころとからだのしくみ	こころとからだのしくみ A		講義	90	
		こころとからだのしくみ B		講義	30	
医療的ケア	医療的ケア	医療的ケア A		講義	24	
		医療的ケア B		講義	27	
		医療的ケア演習		演習	16	
卒業試験						
合計					1875	